

第二百八回国会 衆議院 外務委員会 議 録 第 三 号

令和四年三月九日(水曜日)

午前八時三十分開議

出席委員

委員長 城内 実君

理事 あべ 俊子君 理事 辻 清人君

理事 宮崎 政久君 理事 武藤 容治君

理事 青山 大人君 理事 小熊 慎司君

理事 杉本 和巳君 理事 吉田 宣弘君

青山 周平君 伊藤信太郎君

上杉謙太郎君 小淵 優子君

尾身 朝子君 柿沢 未途君

島尻安伊子君 新藤 義孝君

鈴木 隼人君 高木 啓君

武井 俊輔君 中谷 真一君

平沢 勝栄君 本田 太郎君

岡田 克也君 徳永 久志君

太 栄志君 松原 仁君

青柳 仁土君 和田有一朗君

金城 泰邦君 鈴木 敦君

田中 健君 穀田 恵二君

外務大臣 林 芳正君

外務副大臣 小田原 潔君

経済産業副大臣 細田 健一君

防衛副大臣 鬼木 誠君

外務大臣政務官 上杉謙太郎君

外務大臣政務官 本田 太郎君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 青柳 肇君

政府参考人 (内閣府政策統括官) 村山 裕君

政府参考人 (外務省大臣官房地球規模課題審議官) 赤堀 毅君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 遠藤 和也君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 徳田 修一君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 岡田 恵子君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 御巫 智洋君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 岩本 桂一君

政府参考人 (外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長) 海部 篤君

政府参考人 (外務省北米局長) 市川 恵一君

政府参考人 (外務省領事局長) 安藤 俊英君

政府参考人 (外務省国際情報統括官) 山内 弘志君

政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 吉田 昭彦君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 矢作 友良君

政府参考人 (海上保安庁警備救難部長) 白石 昌己君

政府参考人 (防衛省大臣官房政策立案総括審議官) 川嶋 貴樹君

政府参考人 (防衛省大臣官房審議官) 町田 一仁君

政府参考人 (防衛省防衛政策局次長) 大和 太郎君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 土本 英樹君

政府参考人 (防衛省人事教育局長) 川崎 方啓君

政府参考人 (防衛省地方協力局長) 青木 健至君

政府参考人 (防衛装備庁技術戦略部長) 萬浪 学君

政府参考人 (防衛装備庁技術戦略部長) 堀江 和宏君

外務委員会専門員 大野雄一郎君

委員の異動

三月九日

辞任

武井 俊輔君

平沢 勝栄君

鈴木 敦君

同日

辞任

青山 周平君

柿沢 未途君

田中 健君

補欠選任

青山 周平君

柿沢 未途君

田中 健君

同日

補欠選任

武井 俊輔君

平沢 勝栄君

鈴木 敦君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

○城内委員長 これより会議を開きます。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。この際、お諮りいたします。本件審査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房地球規模課題審議官赤堀毅君、大臣官房審議官遠藤和也君、大臣官房審議官徳田修一君、大臣官房審議官岡田恵子君、大臣官房審議官御巫智洋君、大臣官房参事官岩本桂一君、総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長海部篤君、北米局長市川恵一君、領事局長安藤俊英君、国際情報統括官山内弘志君、内閣官房内閣審議官青柳肇君、内閣府政策統括官村山裕君、財務省大臣官房審議官吉田昭彦君、経済産業省大臣官房審議官矢作友良君、海上保安庁警備救難部長白石昌己君、防衛省大臣官房政策立案総括審議官川嶋貴樹君、大臣官房審議官町田一仁君、防衛政策局長大和太郎君、整備計画局長土本英樹君、人事教育局長川崎方啓君、地方協力局長青木健至君、防衛装備庁装備政策部長萬浪学君、技術戦略部長堀江和宏君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○城内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○城内委員長 これより質疑に入ります。質疑の申出がありますので、順次これを許します。大栄志君。

○太委員 おはようございます。大栄志でございます。昨年、衆議院議員に初めてなりました、今回初めての外務委員会での質問となります。どうぞ皆さんよろしくお願ひいたします。

林大臣始め政府関係者の皆さん、連日、ウクライナ情勢、目まぐるしく情勢が変わる中、我が国の外交を担っていただいておりますこと、また御尽力いただいておりますことに心より敬意と感謝を申し上げます。私は、外交、安全保障問題は、与党、野党関係なく、まさに我が国の平和と国民を守り抜く、そのことだけを見据えて、しっかりとオール・ジャ

パンで取り組んでいかなきゃならないというふう
に思っております。そういった意味でも、本日も
本場に貴重なお時間、しっかりと緊張感を持って
臨みたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願
いいたします。

現状認識といたしまして、今回のロシアによる
軍事侵攻を受けて、私たちは今、この世界は、力
や軍事力、そういった、国際ルールを無視して領
土を拡張したり、あるいは現状を変更したり、そ
ういったことが認められる弱肉強食のパワーポリ
ティクス、そういった世界へと逆戻りしてしま
うのか、あるいは、ここでしっかりと踏み張って、
我々が目指してきた、まさに国際法を守り抜いて
守り抜いていく、そういった国際秩序を維持して
いけるのか、自由や民主主義を守っていけるの
か、そのことが問われている、そういったまさに
瀬戸際にあると思っております。

大臣が本会議でこの前おっしゃってましたリ
アリズム外交、私は、本当にこの危機的な状況に
おいて、我が国でも外交的なりアリズム、このこ
とがまさに問われていると思っております。冷徹
に、この国際情勢、しっかりと合理的な判断をし
ていくこと、そういうバランスを取りながら政策
決定をしていく、そのことを引き続き外務大臣に
はお願いしたいと思っておりますし、それはまさ
に、私たち野党も含めて、この国全体がそのこと
は問われていると思っておりますので、そういった
視点で本日も問わせていただきます。

まず最初に、ウクライナ情勢に入る前に、先日
の大臣の御説明がありました。在日米軍駐留経費負
担に関して質問させていただきました。

ウクライナ情勢が緊迫化し、また東アジア情勢
も大変挑発行為が続いている中で、改めて私は、
日米同盟をしっかりと強固にしておくこと、その
ことこそが重要だと思っております。私、今回の
特別協定も、だからこそ、徹底した審議を十分
行った上で速やかに成立させること、そして、そ
ういった視点と、また、私自身、米軍の基地を二
つ抱える選挙区で、だからこそ、基地の周辺の方

たち、また基地で働く日本人の声、同盟を支えて
いただいております。そういった方たちの声も含め
まして、本日問わせていただきたいと思いたすの
で、どうぞよろしくお願いをいたします。

昨年二月に、日米両政府は、トランプ政権の退
陣を受けて特別協定の期限を一年延長することに
合意し、それを受けて当時の茂木外務大臣は、日
米同盟の抑止力、そして対処力を高めたい、そ
のため引き続き米側と緊密に連携していきたい
と発言されました。

それであれば、この一年間、どのように日米間
の安全保障分野における新たな役割分担をめぐる
実質的な戦略協議が行われてきたのか。今回の特
別協定において、どのような日米間の役割分担を
含めた、想定した駐留経費負担なのでしょう。か。
その点に関して、まず大臣にお伺いいたします。
よろしくお願いたします。

○林国務大臣 昨年の三月に日米の2プラス2が
行われまして、その際の共同発表に、日米同盟の
役割、任務、能力について協議することによつ
て、安全保障政策を整合させ、全ての領域を横断
する防衛協力、これを深化させ、そして拡大抑止
を強化するため緊密な連携を向上させることに改
めてコミットしている旨を確認したとおりでござ
いまして、日米間では、様々な機会を用いて、今
委員からお話のありました、日米の役割、そし
て任務、能力に関する協議を行ってきておるとこ
ろでございます。そして、今年一月に日米2プラ
ス2、これは残念ながらオンラインでございまし
たけれども、その共同発表にあるとおり、この協
議の進展、これを歓迎したところでございます。

その上で、こうした協議の日米間の個別具体的
なやり取りにつきましては、米側との関係もある
ことから、お答えは差し控えたいというふうと思
います。

○太委員 ありがとうございます。
大臣、今ありました、まさに日米の新たな役割
分担、任務を含めて協議をやるということがあつ
たということなんですが、その上で、また今回大

きな変更として、これまで通称として思いやり予
算と言われていたのが、同盟強靱化予算に名前も
変更することになりましたが、その点を含めて、
その背景、なぜなのか、そこを含めて御説明をい
ただけますでしょうか。再度お願いたします。

○林国務大臣 今委員からお話がありましたよう
に、これまで、在日米軍の駐留経費負担について
は、思いやり予算との俗称が使用されることがし
ばしばあつたわけでございますが、この思いやり
予算との俗称、これは合意の性質を反映していな
いと考えております。政府としては、思いやり予
算という名称は適切ではないということをごいま
でも一貫して主張してきたところでございます。

そうした上で、この度の交渉で、日米双方、真
摯に交渉を行った結果、在日米軍の円滑かつ効果
的な運用を支えるだけではなく、自衛隊を含む
日米同盟の抑止力、対処力、これをより一層効果
的に強化していくことに資する、また、厳しい財
政状況も踏まえ、めり張りをつけた経費負担の合
意を得ることができた、こういうふうにごいま
す。

このように、これまでは在日米軍の駐留を支援
することに重きを置いた経費負担でありました
が、今回の合意によりまして、本件経費を用いて
日米同盟を一層強化する基盤、これを構築するこ
とで一致したところでございます。

このような経費負担の内容の変化を踏まえて、
今回の合意に基づく在日米軍駐留経費負担の性質
を端的に示すものとして、その通称を同盟強靱化
予算とすることとしたところでございます。

○太委員 大臣、ありがとうございます。
同盟強靱化予算、まさにそういった方向での
ネーミングだったということですが、これは先
般、徳永先生からも本会議で質問がありました
が、それであれば、この間政府は、特別協定につ
いて、一時的、暫定的、限定的な措置であると説
明する中で、この予算も今回、特別協定という形
なんです、本来であれば、まさに同盟を強靱
化、強化していくのであれば、やはり本予算に計

上することが筋だと思いたす、そこをもう一度
御説明をお願いいたします。

○林国務大臣 今般の交渉に際しましては、日米
両国を取り巻く諸情勢を総合的に勘案しまして、
日米地位協定の第二十四条に定める経費負担の原
則、これは原則として維持しながら、あくまでも
暫定的、限定的、特例的な措置として、期間を五
年間といたします。地位協定の特別である特別協
定、これを締結することが適当であるという判断
を改めて行ったものでございます。政府として
は、現時点において、これ以外の措置を取ること
は検討しておらず、地位協定第二十四条に定める
経費負担の原則を自ら変更することは考えて
おらないわけでございます。

このような枠組みの下で、今後とも、国民の理
解を得られるように、我が国の厳しい財政状況、
また我が国を取り巻く安全保障環境等の各種要素
の推移に応じて、日本側の適切な負担の在り方
について不断に検討してまいりたいと考えておりま
す。

○太委員 どうか、引き続きこの件、本当に日米
同盟をしっかりと安定させるためにも大事だと思
いますので、もちろん今回の交渉に際して、相当
様々な努力をされてきた、光熱水費を削減する等
あつたと思いたす、もう一度、この点を含め
て、本予算でというところを引き続き御検討いた
だきたいと思いたすので、よろしくお願いたし
ます。

次に、大臣からも今ありました、まさに地位協
定の本協定に関して、こちらで。

やはり私は、日米同盟をしっかりと強固にして
いく、そのためには、足下、この地位協定の部分
で、まず、先ほども言いました、私の選挙区、米
軍基地を二つ抱えています。そういった意味で
も、基地の近隣の方たち、また中で働く人たち、
やはり日米同盟が大事だと分かっていらっしゃる
に多いんです。だからこそ、そういった方たちにも
本当に安心していただける、そういった環境をつ
くっていただかなきゃいけないと思いたす。

そこで、昨年末以降、新型コロナウイルスが基地から感染という事で、大臣のお地元の山口県でもそうでした。沖縄でもそうでした。まさにオミクロン株が拡大していく中で、地位協定の問題点というのがあぶり出されたと思っております。

そういった意味でも、やはり地位協定改定に向けて、恐らく運用を改善しているからという返答になると思うんですが、大臣、ここでまず、地位協定に関して、大臣のリーダーシップで何とか、もちろん外務省さん、これまで相当様々な努力をされてきているとは思っておりますが、ここでもう一度、この危機的な様々な国際情勢、東アジア情勢だからこそ、私はそこをやっていた方がいいと思います。その点に関して、まず御見解をお願いいたします。

○林国務大臣 米軍関係者の新型コロナウイルス感染については、日米地位協定や関連の日米合同委員会合意を踏まえまして、現地の保健当局間も含めて、米側からの緊密な協力を得ながらやり取りを行って対応してきておるところでございます。政府として、日米地位協定を見直す必要はないものと考えております。

この地位協定というのは大きな法的枠組みでございます。政府としては、事案に応じて、効果的に、かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じて、一つ一つの具体的な問題に対応してきております。引き続き、政府としては、新たに日米合同委員会の下に設立されました検疫・保健分科委員会、これも活用しながら、感染防止対策の徹底及び地元の皆様への不安解消に向けて、日米間での連携をより一層強化してまいりたいと考えております。

○太委員 大臣の御見解、分かりました。

ですが、もちろん、一九六〇年、もう六十年以上前に締結されたから、いまだに改正されていないです。簡単なことじゃないと思っております。しかし、先ほど来、私は大臣に聞いてきました。ここで更に同盟強靱化へ向けてやっていくという中で、任務を含めて日米の防衛協力を見直し

をしていこう、そういった流れの中で、やはり私は、こちらからしっかりとアクションを起こして、というのも、やはりもう地元がもたなくなりますが、地位協定がいつまでもこの状況では、運用を改善していくと言いますけれども、やはり、まだこれから、コロナのこともそうですが、私の地元でも、基地の中で働いている人たち、先ほど言いました、日米同盟、何とか、これは大事なことから、我々はやりがいを持ってやっていると、いろいろな人は多いですよ。ですから、残念ながら、労働問題とかあるいはパワハラとか、いろいろなことが起こっています。深刻です、これは。

だからこそ、私は、もう一度、日本側がしっかりとコミットできる、あるいは、国内法をしっかりと、少しずつでも改善していくところを、しなきゃいけないと思っております。イタリアとドイツは、アメリカとの、もちろん NATO の枠組みがありますが、防衛協力の中で、そこを拡大しながら、地位協定改定ということもやっています。我が国も、やはり防衛協力の分野を増やしていく、明確にしていく。もちろん、我が国の防衛力や外交力をしっかりと高めていくこととセットで、このことを何とか大臣のリーダーシップで、私は今こそやるべきだと思っております。

少し先ほどお話しさせていただきましたが、私のアメリカ時代の恩師がエズラ・ボーゲル先生、大臣と深い関係があったということは重々承知しております。ボーゲル先生が何度も言われました。今の日本にとって大事なものは、やはり政治家のリーダーシップだと。そのリーダーシップを持つているのは、岡田先生のことも言っています。林芳正さんということは何度も私、聞きました。

是非とも大臣のリーダーシップで私は風穴を開けていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次へ移りたいと思います。ウクライナ情勢に関

しまして。

ウクライナ情勢、今回のロシアの暴挙を受けて、なぜこうなったことになってしまったのか。先般、青山先生からもありましたブダペスト覚書というのもありました。たしか、ウクライナの安全保障というのは守られていたはずですが、様々な国際的な取決めの中で、ですが、なぜこういった形で、軍事的にウクライナが攻められてしまったのか。そして、そこに我が国として何らかの責任があるのかないのか、そこを外務大臣に御見解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○林国務大臣 エズラ・ボーゲル先生にお触れをいただきました。この間、追悼イベントもやらせていただきましたけれども、そこで、私も含めて関係者から出た声は、まさにこういう激動の時期に、一番先生のアドバイスをいただきたいときにいらっしゃらないのは本当に残念だなと。しかし、我々、もしいらっしゃたらこうおっしゃるだろうということも共有しながら前に進んでまいらなければならない、こういうことを申し上げたところでございますが、そういう気持ちでしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

お尋ねの件でございますが、一九九二年に開催をされましたミュンヘン・サミットにおきまして、日本を含むG7の首脳が、旧ソ連の核兵器の安全な廃棄、核不拡散及び環境問題の解決に向けた協力、これを行うことを決定しております。日本も、G7諸国とも連携の上、ウクライナにおける非核化協力の積極的に関与し、旧ソ連時代の核兵器の安全な廃棄、核不拡散及び環境問題の解決に向けた協力を行ってまいりました。ウクライナが安全に非核化に至ったということを評価しておるところでございます。

なお、九四年の十二月ですが、ウクライナが非核兵器国として核不拡散条約、NPTに加入いたしました。旧ソ連が配置した残存の核兵器を放棄する代わりに、米国、英国、そしてロシアがウク

ライナの領土の一体性や政治的独立を保障して既存の国境を尊重するというのが確認され、いわゆる今お触れいただきましたブダペスト覚書が、当該の四か国、これはロシアが入っているわけでございます。この四か国の間で取り交わされたと承知しております。

今回のロシアは、まさにこのブダペスト覚書に反してウクライナ侵略を行ったわけでございます。こうしたロシアの行いというのは、ウクライナの抑止力を問う以前の問題として、国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、明白な国際法違反として厳しく非難をされるべきものであると考えております。

○太委員 大臣、ありがとうございます。

まさにロシアも含めた中でのブダペスト覚書でありました。ですが、もちろん、ウクライナでも非核化が進んでいったこと、このことは物すごい意義深いことだと思っておりますし、我が国としても、これは二億円近いでしょうか、しっかりと二億円近くの予算をつぎ込んで、ハリコフ物理技術研究所、まさにここは、先日ロシアが原発の攻撃のその次にこの核施設に攻撃をしたところなんです。ハリコフ、そこに対して、我が国としては、必ずと関わって核不拡散に取り組んできた、このことは大きいと思っております。

だからこそ、改めて、今回ウクライナの安全が保障されなかったことに対して我々としてはもともとっと危機感を持って、私はこのウクライナの問題に当たっていかなきゃいけないと思っております。

そして、このことと関連しまして、次に、東アジア情勢。

今回、軽々に私はウクライナと台湾を比べることをしちやいけな思っておりますが、一方、これは台湾政府からも、ウクライナと台湾は違うと。政府からもしっかりと改めてそういった声明が出されたり、逆に言う、いろいろな意味で、我が国としてはこの違いをどう見ているのか。ロシアとウクライナ、台湾と中国、同じ民

族で同質性が高かったからこそ、この後どうなっていくのかということを含めて、大臣、どのように見ていらっしゃるのか、そこを教えてくださいますでしょうか。お願いいたします。

○林国務大臣 今回のロシアによるウクライナへの侵略が国際社会の個別の事案に及ぼし得る影響、これについても不断に分析をしておるわけでございますが、事柄の性質上、その具体的な内容についてはお答えをすることは差し控えたいというふうに思います。

既に総理も、これはヨーロッパの方にとどまるものではなくて世界の秩序の根幹を揺るがすものであると、これは私も申し上げておりますし、そういった意味で、インド太平洋、さらには東アジアにも影響を及ぼす事態であるということは申し上げてきておるところでございます。

そういった意味で、今年二月にアメリカがインド太平洋戦略というのを公表しておりますが、ここには、台湾の自衛能力を支援することを含め、地域内外のパートナーと協力し、台湾海峡の平和と安定を維持する等、こういう記述がございます。これはアメリカの台湾に関する立場を改めて示したものだと考えております。

台湾有事という仮定の質問にお答えすることは難しいわけですが、日米間でも、首脳会談や日米2プラス2などにおいて、台湾海峡の平和と安定の重要性、これについての認識を共有しておるところでございます。

○太委員 御指摘のとおりで、アメリカとしては、今、台湾国内に対しても、また国際社会、また中国に対しても、相当これを意識して様々な情報発信をしている。あるいは軍のOBの方も派遣して、そういったいろいろな形で、台湾とウクライナは違うということを私は示してくれていると思っております。

しかし、一方で、台湾関係法、ウクライナではブダペスト覚書がありました。逆にそれは、残念ながらごにされました。別にこれはアメリカだけのせいじゃないと思っておりますが、ですけれども

ども、安全保障は国際社会がしっかりと確保していこうという約束でありましたけれども、それは結局は、アメリカは昨年の末の時点から、軍事的な関与をしないということを明言されておりました。実際、しませんでした。

今回、台湾関係法も、貿易額も、あるいは半導体を始め、そういったいろんなつながりも含めて、もちろん比較はできませんが、一方、台湾関係法についても、アメリカの国内法、台湾有事への軍事介入は確約しない、こういったことをもつとしっかりと我々も認識をして、どうアメリカをしつかりつなぎ止めていくのか、そこを引き続き大臣にも続けていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それと、続きまして、そこに追加してまいります。

今、国内的にも、ウクライナ情勢を受けて、週末、幾つかの世論調査も出ました。読売新聞で見たか、国民の八一%が、このウクライナ情勢を受けて、我が国の安全保障に対する懸念もやはり出てきているという、相当、私としては、これは重要な数字だと思っております。その点に関して、もう一度、大臣、どうか御見解をお願いいたします。

○林国務大臣 国民の皆様がそうした世論調査にも表れているという御指摘でございますけれども、先ほど東アジアへの影響についてもお話ししたとおりでございます。台湾有事という仮定の質問についてはお答えは差し控えたいと思っておりますが、台湾海峡の平和と安定は、日本の安全保障はもとよりでございますが、国際社会の安定にとっても重要でございます。

台湾をめぐる問題、これは対話により平和的に解決されることを期待するというのが我々の、従来からの一貫した我が国の立場でございますが、そうした立場から、台湾をめぐる情勢について、引き続き関心を持って注視をしております。あくまで一般論として申し上げますが、我が国を取り巻く安全保障環境、これが一層厳しさを増

す中で、政府としては、いかなる事態に対しても対応できるように、平素から体制の整備を含めて万全を期していくことは当然である、これは申し上げておかなければならないと思っております。

○太委員 ありがとうございます。まさに台湾国内としても、自分たちの自助努力を相対しながら、退役軍人、予備役の戦力強化等も相当意識して行っておりますので、どうか引き続きの備えを我が国としてもお願いいたします。

そして次に、ちょっと順番が変わってしましますが、我が国のインテリジェンス機能についてということで、先ほども言いました、今回のウクライナ情勢において、アメリカの動きというのは相対我々、もう一度慎重に見極めていかなきゃいけないと思っております。

早い段階で、軍事介入はしない、そして同時に、今回行っていたのが、まさに機密情報を開示したり、あるいは公開するというのをアメリカが相当積極的にやっていった、あとイギリスもそうだったと思えます。そういった中で、特に米国のこういった動きに関して、外務省さんとしてどのように認識されているのか、御見解をお願いいたします。

○市川政府参考人 お答え申し上げます。米国がウクライナ情勢をめぐり対外的に発信してきた情報がインテリジェンス情報に当たるか否かにつきましては、政府としてはコメントする立場にはございません。

その上で申し上げます、今回のロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為であります。明白な国際法違反であり、断じて許容できず、厳しく非難をするものでございます。こうした暴挙には高い代償が伴うことを国際社会が連携して示していくことが重要と考えております。

米国が、幅広く収集した情報も踏まえましてロシアの動向に関する見通しを積極的に発信し、国際社会に対して連帯を訴えてきたことによりまし

て、ウクライナ危機への対応に当たり、G7を始めとする国際社会において、非常に広範な連帯が生まれていると認識してございます。このことは、ウクライナ危機をめぐる国連総会緊急特別会合で、ロシア軍の完全撤退などを要求する決議案が百四十一か国の圧倒的多数で採択されたことに端的に表れてございます。

我が国といたしましては、まずは、これまでに発表した措置を速やかに実施すべく必要な手続を進めるとともに、今後の状況を踏まえつつ、G7を始めとする国際社会と連携して、適切に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○太委員 ありがとうございます。ただ、今回そういった形で、アメリカが、これまで余りなかったことだと思っております。しかも大規模に機密情報を相当出している。それに対する御認識ということをもう一度、これまでないことですか。そういった認識なのも含めて、そこを。

あと、ごめんなさい、もう一つ追加です。では、外務省としては、これはもちろん言えないところは相当あると思っております。ですけれども、どの程度独自の情報も、今回のロシアの、先月の二十四日の侵攻に対しての。そこも含めて、ちょっともう一度、申し訳ないですが、これは大きな私は転換があったんじゃないかと思っております。その御認識を、あるののかないか、どうか。お願いいたします。

○市川政府参考人 先ほども申し上げましたが、この度のウクライナ情勢をめぐりましては、米国は、幅広く収集した情報も踏まえてロシアの動向に関する見通しを積極的に発信をしたということを通じて訴えたいところと認識しております。それによって、G7を始めとする国際社会において、非常に広範な連帯が生まれたというふうにご存じでございます。

日米間で、様々な緊密な連携の下でウクライナ

情勢にも対応してきてございますけれども、その詳細につきましては、外交上のやり取りでもございますので、差し控えていただきたいと思います。

○山内政府参考人 インテリジェンス関係の部分についてお答え申し上げます。

ウクライナをめぐる緊張の高まりを受け、政府として、ロシアによる侵攻の可能性も含め、重大な関心を持って、随時情報収集、分析に努めていたところでございます。

外務省としても、在外公館等を通して、インテリジェンス情報を含め、鋭意情報収集、分析に努めているほか、内閣衛星情報センターを含めて、関係各省庁、関係国情報機関とも緊密に連携し、情報交換を行っているところでございます。

その内容については、日本の情報収集、分析の実態に関わるものでございますから、具体的に申し上げることは困難でございますけれども、いずれにいたしましても、今後もこうした取組を進めつつ、引き続き情報の収集、分析に万全を期してまいりたい、そう思っております。

○太委員 ありがとうございます。米国の様々な情報を受け取っていたということで認識いたしました。

防衛省さんの方からも御見解、同じ質問です。今回、これまでどおりだという認識なのか、あるいは、何かこれまでと違う、そういうった情報開示を米国がしていたのかと、あと、独自に防衛省としての情報、もちろんいろいろ制限はあると思いますが、その点に関して御返答をお願いいたします。

○大和政府参考人 お答え申し上げます。

アメリカ政府は、今般のロシアによるウクライナ侵略に際して、様々な情報収集活動を行ってきっていると考えられます。ただ、他国政府が実施していると思われる情報活動について、防衛省としてお答えする立場にはございません。

略に関連する軍事動向については、引き続き重大な懸念と関心を持って情報を、行ってまいります。

それから、防衛省の情報収集活動でございますが、今般のロシアによるウクライナ侵略に際しては、様々な情報収集、分析を防衛省として行ってきているところであります。その細部についてはお答えを差し控えたいと思いますが、一般論として申し上げます。防衛省においては、中央情報機関である情報本部を中心に、平素から、電波情報、画像情報、人的情報、公開情報などの各種情報を収集するとともに、同盟国である米国の始めとする様々な国々との情報交換を行い、国際軍事情勢の分析を行ってきているところであります。引き続き、情報収集、分析に努めてまいりたいと存じます。

○太委員 ありがとうございます。

残念ながら、政府の、あるいは両省庁の見解をちょっと聞けなかったんですが、私は、いろいろな意味で大きくアメリカの行動というのは変わってきてるんじゃないかと、そのきっかけなのかなというふうに考えております。

というのも、二〇一三年、オバマ政権のときに、既にアメリカは、もちろん、世界の警察官ということはもうやめるとはつきり言っています。

トランプ政権は終わりました。今、バイデン政権の中で、今回、また繰り返してしまっています。ウクライナに関しては軍事的な介入はしないと明言して、先ほど来御説明あったように、様々な情報を公開、開示することによって、確かに、同盟国あるいは仲間内での連帯はできたと思えます。それで、この抑止をしっかりとしたい、それぞれがちゃんと意識を持ってやってもらおうということだったと思うんですが。

そういう意味で、私は、これからアメリカの様々な国際紛争に対する対処の仕方として、今後、同じように、先ほども言いました、東アジア情勢でもこういうことになりかねないんじゃないかな

いかと思っておりますので、引き続きこの問題、私自身も相当関心を持ってやっていたいと思っておりますので、どうぞよろしく願っています。

次に移ります。

いずれにしましても、今のウクライナ情勢は、外務省さんとしても、いろいろと政府関係者の皆さんが御尽力されて、何とか早期に停戦協定なり軍事的な行動を終わらせるという方向に向けて進んでいくことが大事だと思っております。

その上で、ロシアに対して何らかのアプローチというの、外務省としてなさっていますでしょうか。大臣にお伺いいたします。

○林国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、特にG7各国や同盟国と連携をしながら、制裁や外交努力を重ねてきておるところでございます。また、それぞれの国とどういふふうなやり取りをしているかというの、なかなかつまびらかにここでお答えできないところではあるわけでございます。

ロシアとは領土問題を解決して平和条約を締結する、この基本的な立場は変わっておりません。でございますが、これは総理も何度も答弁されておられるように、こういう状況の中で、今その見通しについて申し上げられる状況ではないというふうに私も総理も申し上げてきているところでございます。

○太委員 その状況、よく分かりますし、私も、今こそしっかりとロシアに対しては厳しい措置をしていくべきだと思っております。

ですが、一方で、ロシアに対しても、この状況が続くと一番何が問題かという、やはり私は、ウクライナで本当に無辜の市民がどんどん亡くなってしまっていること、犠牲になることだと思っておりますので、これはやはり、どこでしっかりとこの落としどころというか収束させていくか、そこだと思っておりますので、それに向けて、あらゆるチャンネルを使って、是非とも、政府としても、外務省としても取組を進めていた

きたい。

といいつつも、既に、ロシアからすると我が国というのは非友好国ということで認定されておると昨日ですか、報道もされていましたが、一方、アメリカはこの状況の中でも、これは国防総省ですが、ちゃんとロシアの国防省とのホットラインの設置をしたり、様々やり動いています。

そういう意味で、我が国としても、あらゆるルートを使って、特に、この間の、安倍政権のときからのいろいろなつながりもあると思います。あと、岸田総理はまさにラブロフ外相とのウォッカの飲み仲間という、そういったのもありましたが、総理からも先方の外務大臣にアプローチしていく、そういったことを含めて、続けていただきたいと思っております。

あと、もう一つ、今回のロシア制裁によって、特にSWIFTを通して、私は、もちろん、先ほども言いました、とにかく今は強硬に対処していくべきです。しかし、我が国としては、一方で、中長期的な視点というのも持っているんじゃないかなと思っております。

今回、SWIFT排除を始め国際金融システムからのロシアの隔離を進めれば、必然的に中国との決済が増え、また、ドル離れ、米国の金融システムの覇権の低下につながるおそれがあると思っておりますが、まさに、安倍政権の中で外交の中では、どう中国とロシアを離していくかというのが主眼にあったと思っておりますが、そういう意味で、外務省として、大臣としては、中口を今回相当結束させてしまうことに関してはどういった見解を持っているのか、お願いいたします。

○林国務大臣 制裁につきましては、先ほど委員も少しお触れになっていただいたような、SWIFTから排除されるロシアの七銀行に対する資産凍結、それからロシア中央銀行との取引制限、こういうことを含む対制裁をやってきておるわけでございます。

そして、中国とのロシアの連携ということ

が、近年、大変緊密な関係を中口は維持しておりまして、直近の首脳会談でも、NATOの拡大の反対、こういったことを盛り込んだ共同声明を採択しております。また、共同航行、共同飛行といった一連の動きを見ますと、日本周辺で軍事協力も緊密化をしているわけでございます。

こういった両国の対外政策を含む動向、これは我が国として引き続きしっかりと注視をしていかなければならないと思っております。

○太委員 ありがとうございます。引き続き、様々な働きかけをしていただきたく、お願いいたします。

そして、今度、インドに関して。

今大臣からありましたように、中国を通してということも含めて、様々なアプローチをしていただきたい。これは岸田総理も言っていますので、様々な働きかけということを、本会議でも発言されていきました、責任ある行動を呼びかけていくと。

もう一つ、やはり私は、インド。元々伝統的に非同盟国ということで、長い歴史ある国で、ですけども、大国です。

我が国としては、クアッドの中で、自由で、フリーでオープンな、そういった国際秩序と一緒につくっていくという、もちろんこれはインド太平洋地域においてですが、先ほど言いましたように、やはりこの問題というのは、インド太平洋だけではなくて、世界全体に直結する問題だと思っておりますので、そういった意味でのインドに対する働きかけ、大臣として。

また、間もなく、今月中ですか、日印の首脳会談と聞いておりますが、まさにそれを前倒しして、総理からもこの問題、ロシアへの働きかけということ、何らかの形で動かれているのかどうか、そちらを含めて御見解をお願いいたします。

○林国務大臣 インドとの関係では、二月十一日に日米豪印の外相会合を行っております。また、三月三日には日米豪印の首脳テレビ会議を行っております。様々な機会を通じて、現下のウクラ

イナをめぐる情勢について意思疎通を図ってきておるところでございます。

委員からお話がありましたように、インドは、基本的価値や戦略的利益を共有しております。自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた重要なパートナーでございます。

ウクライナ情勢の対応にかかわらず、日印二国間や日米豪印といった四か国で、地域情勢を含めて率直に意見交換をしながら、様々な形で協力を深めていくことに大きな意義がある、こういうふうにも思っておりますので、引き続き緊密に連携していきたいと考えております。

○太委員 ありがとうございます。引き続き、どうかお願いいたします。

先ほど、ちよつと一つ質問し損ねてしまいました。財務省の方に、今回のSWIFTからの排除に関して、このことが、これは外交的などというよりも、中口の連携を強化していく方向に誘導してしまわないかという観点からの、この点に関して御見解をお聞かせいただけますでしょうか。お願いいたします。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。

今回のSWIFTからの排除が中国人民元への依存を高めることにつながるのではないかとという方向からの御指摘かと思っております。

そのような御指摘、世の中でもあることは承知しておりますが、我々、経済制裁を行うに当たっては、制裁の実効性を最大限に高めつつ、制裁が実施されない国や機関、分野等に資金が流れる等の副次的な効果をどう最小にするかを考えていくことが重要だと考えております。

こうした観点から、今般のロシアの七つの銀行をSWIFTから排除する措置については、日本といたしまして、SWIFTから排除される七行全てを資産凍結の対象とすることで、人民元を利用した取引を含めて、日本にある金融機関との取引を禁じたところでございます。

引き続き、人民元の動向を含め、SWIFTからのロシアの特定銀行の排除が国際通貨システム

に与える影響についても注視してまいります。

○太委員 ありがとうございます。どうか、今はとにかくしっかりとロシアに対する制裁強化という観点だと思えますが、引き続き、そこは冷静に見ながら進めていただきたく、お願いいたします。

あと僅かになりましたが、改めて、冒頭でも言いました、まさにこれは、我が国のリアリズムというか、現実的にしっかりとどう対処していくかだと思っておりますし、国民の生命財産を守り抜く、そして平和を守り抜く、そして世界平和に貢献していく、様々な意味で外務大臣のリーダーシップが問われていると思っておりますので、この日米地位協定のことも含めて、何とか御尽力いただければと思っておりますので、どうか引き続きよろしくお願いいたします。

時間になりましたので、これで終わります。どうもありがとうございます。

○城内委員長 次に、徳永久志君。

○徳永委員 おはようございます。立憲民主党の徳永久志です。

それでは、在日米軍駐留経費負担に係る特別協定について質問をさせていただきます。

日本の外交、安全保障の基軸はアメリカとの同盟関係であるということは言うまでもありません。そうした中で、在日米軍の駐留は日米安保体制の中核的要素になっているというふうに理解しております。したがって、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を確保するためには、駐留経費を日本側が一部又は全部負担するということについては理解はするものであります。

しかしながら、何でもかんでも日本が負担してもいいというわけにはならないことは当然の話であります。国民の大多数が日米同盟を支持しているからこそ、国民の理解と納得が得られる日本の負担というものを考えていかななくてはならないということでありまして、そういった観点から、以下、質問をさせていただきますと思っております。

まず、何といたっても、在日米軍駐留経費の日本の負担水準というものがやはり重要になってくると思っております。

本特別協定による日本の負担割合、負担水準を数字で示すように先般の私の代表質問でもお尋ねをいたしました。林大臣からの答弁は、米軍の駐留に伴い必要となる経費の範囲について様々な捉え方があることから、一概に算定し得るものではないというお答えがございました。

日本が負担する割合はどの程度がいいのかという問題というのは、同盟の全体像の中で議論すべき重要なテーマだと私は思います。まず、議論の出発点と言っても過言ではないんではないかと思っております。

もう一度お尋ねをいたします。なぜ数字で示すことができないのか、大臣、お答えください。

○林国務大臣 繰り返して恐縮でございますが、在日米軍駐留経費の米側負担額及び日米負担割合については、米軍の駐留に伴って必要となる経費の範囲、これについて様々な捉え方があることから、一概に算定し得るものではないかと考えております。

具体的には、例えば、駐留する米軍人の給与など、展開される装備のメンテナンス費用、米軍人の家族に係る費用、在日米軍の施設・区域の借料、基地周辺対策費といった様々な費用のうち、どこまでが米軍の駐留に伴い必要となる経費に当たるのかについて確定的な定義があるわけではないことから、一概に算定することは困難であると考えております。

○徳永委員 確認ですが、それでは、まず、数字を算定することに對して、私が先ほど来るる申し上げましたけれども、数字を算定することそのものに意味がないというふうにおっしゃっているのではないという理解でよろしいですか。

○林国務大臣 申し上げましたように、米軍の駐留に伴い必要となる経費の範囲というのが、先ほど少し例を挙げましたけれども、これがどこまでなのかということについて定義があるわけでは